配置技術者等の取扱いについて

建設工事又は測量･設計業務委託に配置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者について、取扱いを下記のとおりとする。

１．現場配置技術者（主任技術者又は監理技術者）について

（１）建設業法による現場配置技術者の配置を求める。

（２）工事途中の技術者の変更は死亡、退職など特別な場合を除き認めない。

２．監理技術者について

（１）名張市では、設計金額（税込）が５，０００万円以上（建築一式工事の場合は８，０００万円以上）の場合は、下請けの有無、金額に関わらず、入札参加申請時点で監理技術者の配置を求める。

（２）名張市が発注する建設工事において配置する監理技術者は、「監理技術者証」の交付を受け、所定の講習を受講した者に限る。（建設業法第２６条第５項）。

（３）名張市では、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）の配置については、「特例監理技術者の配置について」のとおりとする。

３．建設工事における現場配置技術者（主任技術者及び監理技術者）の兼任制限について

１件あたりの契約金額が４，５００万円未満（建築一式工事は９，０００万円未満）の建設工事（緊急又は応急工事２００万円以下の請負工事及び草刈・公園、道路管理等の年間業務委託を除く。）において、１人の現場配置技術者（主任技術者）が兼任できる工事件数は３件までとする。

ただし、請負金額の合計額が５，０００万円（建築一式工事のみの場合は１０，０００万円）を超える場合は２件以下とする。なお、この兼任制限に関する建設工事の件数は、全ての公共工事を対象とする。

４．営業所専任の技術者が現場配置技術者（主任技術者）となることができる工事

名張市内にある営業所において請負契約を締結した場合は、１件に限り、契約を締結した営業所の専任技術者が、専任を要しない現場配置の技術者(主任技術者)となることができる。

なお、名張市以外にある営業所の専任技術者は、現場配置技術者(主任技術者)にはなれない。

５．現場代理人の制限及び特例について

（１）現場代理人は工事現場に常駐（名張市契約約款第１０条第２項）することとなっているため、営業所専任技術者で登録されている場合は現場代理人にはなれない（２００万円以下の工事でも同様)。

（２）同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約にあって、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものであって、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限り複数の工事を一の工事とみなし現場代理人を

兼ねることができる。ただし、発注者が異なる場合は、発注者の同意を得ること。

（３）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが稼働している期間については、現場代理人の常駐を要しないものとする。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができる。

（４）当初契約金額（税込）が２００万円以下の工事は兼任の制約の対象外とし、２００万円超５００万円未満の工事については２件まで兼任できる

６．測量・設計業務委託における現場配置技術者の兼任制限について

公共機関が発注する測量・設計業務委託（１００万円以下の業務を除く）において１人の主任技術者又は管理技術者が兼任できる件数は５件までとする。

７．工事中止期間の配置技術者について

工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間であり、中止期間を打ち合わせ簿で明記し、併せて書面により通知をしている期間については、他の工事への配置を可能とする（元の工事が専任の場合は非専任とし、兼務件数に含めない)。ただし、元の工事の中止期間に当該工事が完了するものに限る。

８．災害復旧工事等における制限の緩和について

災害復旧工事等において、工事件数が多大になる等合理的な理由がある場合は、技術者の制限を緩和することがある。ただし、制限を緩和するときは、事前に入札発注情報にて公告する。

（令和８年４月１日適用）